

ベビーシッターサービス アルファ・キッズ・クラブ ご利用規約

- 第1条 (名称)
本会のサービスの名称はアルファ・キッズ・クラブとします。お子さまのお世話をするものはアルファ・ナニーと呼びます。
- 第2条 (目的)
本会はアルファ・ナニーが、お子さまの心身共に健やかに育成することを念頭におき、安全かつ健康的で文化的な環境を提供しつつ、保護者さまの指定する居宅等において業務を行うことを目的とします。
- 第3条 (運営)
アルファ・キッズ・クラブの運営・管理は株式会社アルファコーポレーション(以下、「弊社」という)が行い、事務本
部は同社内に置きます。
- 第4条 (対象児)
0ヶ月～小学生までを対象といたします。左記以外の年齢児は、別途ご相談下さい。
- 第5条 (方法)
保護者さまは弊社に対して業務請負委託し、弊社はこれを受諾、アルファ・ナニーをして業務に従事させます。
1. 業務に際しての具体的な細目に関しては、その都度別途協議するものとします。
2. 業務には、家事等の単純労働および医療行為は含まれません。
- 第6条 (業務機材の調達)
弊社は、業務履行に際して必要とされる器材等について、保護者さまの同意を得て無償で使用することができます。
- 第7条 (会員資格)
1. 弊社のアルファプレミアムクラブ会員として入会申込をし、承認を得た上で、別途料金表に定める通り入会金・
年会費を納め登録されたお子さまを会員とします。
2. 会員資格期間は1年とします。更新時には年会費の支払が必要となります。
3. 一旦納入された入会金・年会費はいかなる場合も返還いたしません。
- 第8条 (会員特典)
1. ご利用料金において、会員料金が適用されます。
2. 弊社が運営するキッズスクウェアにおいて、デイケアならびに教室利用においては、登録料の納入を持って、利用
できます。
3. キッズスクウェアにおける一時預かりが、会員料金でご利用できます。
4. その他、弊社が定める特典を受けることができます。
- 第9条 (利用料金)
アルファ・キッズ・クラブ利用料金は、別途料金表に定めるとおりです。
- 第10条 (利用方法)
1. 利用はすべて予約制です。希望日の2日前^(*) (受付業務日時)までに、事務本部へお電話等でご希望の日時・
場所をご連絡下さい。法人契約、イベントはそれぞれの契約に基づきます。スケジュールの都合上、すぐ
お受けいたしかねることもございます。
2. キャンセル・利用時間の変更は、2日前(受付業務日時)までに、事務本部へお電話等でご連絡ください。
3. 1.2項で定められた日以後のお申し出の場合、別途定めるオーダー料、キャンセル料、時間変更料などを申し
受けます。
4. アルファ・ナニーへの直接のご依頼はお断りします。
5. ご利用は、3時間以上を基本とし、その後30分単位で受け付けます。
6. ご利用時間可能時間帯は、7:00～22:00までを原則とします。
7. アルファ・ナニーはお子さまのお世話を主たる目的としていますので、ドゥラーコース以外の家事労働のみ
はお受けいたしません。
8. お子さま1名に対し、1名のナニーを配置いたします。ご兄弟の場合は、2名のお子さまを1名のナニーで対応
することもあります。3名以上の場合には弊社の安全基準に基づき、アルファ・ナニーが2人以上でお世話をこ
ともございます。
9. 台風・地震・風災害・洪水等の天災、天候不順および公共交通機関の停止等により、サービスの提供が困難
と判断した場合や、お子様ならびにナニーの安全が確保できないと判断した場合は、サービスを中止させて
いただく場合がございます。この場合、やむなき事情によりサービスの中止又は停止の為、返金・振替はい
たしかねます。
10. 原則として、公共交通手段を利用いたしますが、朝8:00以前及び夜21:30以降のご利用の場合や交通事情
によりアルファ・ナニーは、タクシーを使用させていただく場合がございます。
11. 弊社が運営するキッズスクウェアを利用することができますが、その場合は別に定める「キッズスクエ
ア・キッズスクウェアクエスト」利用規約によります。
^(*) 受付業務日時：平日 10:00～17:00(土日祝・お盆・年末年始は休業)。
受付時間外の申出は、翌営業日扱いとします。

- 第11条 (病時保育)
1. お子さまが病気の場合も、医師判断により利用が相当と認められる場合は受け付けをいたします。但し、保育中ま
たはご利用後にお子さまの病状が悪化することがありましても責任を負いかねますのでご了承下さい。また、体調
が思わしくない場合には、利用申込時にあらかじめお申し付け下さい。
2. 健康なお子さまの場合でも、熱を出したり体調が悪化することもあります。その際の応急処置はアルファ・ナニー
に一任して下さい。医師による診察が必要な場合は、アルファ・ナニーよりご連絡いたしますのでご指示下さい。
3. 投薬が必要な場合は、1回分ずつを小分けの上、所定用紙とあわせてアルファ・ナニーにご指示ください。

- 第12条 (お支払)
1. 入会金・年会費は原則として指定銀行へお振り込みいただけます。
2. 年度更新をしない場合には、期日までに所定用紙にてお申し出ください。お申し出がない場合には、自動更新され
ます。
3. ご利用料金のお支払は、弊社より指定された方法にてご納入いただけます。
4. 交通費及びアルファ・ナニーがお客様に代わって立て替えた経費は、仕事の終了時にアルファ・ナニーに直接お支
払い下さい。尚、帰りにタクシーを利用させていただく場合は、相当額をお預りすることになります。
5. お支払いを滞納された場合は、会社より期限付きの催告をいたします。この期限内にお支払いがない場合は、年利
14.6%の延滞金が付加され会員資格を喪失します。

- 第13条 (直接契約の禁止)
アルファ・ナニーと直接契約を結んだことが判明した場合、違約金として直近1年間分の売上相当額をお支払いいた
します。利用実績が1年に満たない場合には、実績を日割り計算し、その365日相当分をお支払いいただきます。

- 第14条 (損害賠償責任保険)
弊社および弊社のアルファ・ナニーの過失により、業務中にご利用者のお子さまや財物に損害を与えたと認められた場
合は、弊社の加入する「ベビーシッター業総合補償制度」の範囲内で損害賠償責任を負います。不可抗力による事故や
損害等は、保険金が支払われないことがあります。

- 第15条 (会員資格の喪失)
会員で次の各号に該当する時は、会員資格を喪失します。
1. 本規約に違反した時
2. 育児の方針が著しく異なる場合
3. 本会の名誉・信用を傷つけ、または秩序を乱した時
4. 年会費・利用料金の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合
5. アルファ・ナニーと直接契約を結んだ場合
6. 会員本人の都合による脱会の申し出があった時
7. 第7条の会員資格有効期限が満了した時

- 第16条 (誠実協議)
本規約ならびに本規約に付随する条項の解釈に疑義が生じた場合および定めのない事項については、その都度誠意を
もって協議の上、円満に解決するようにします。

- 第17条 (管轄裁判所)
本規約ならびに本規約に付随する条項に関して紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

- 附則
2009年5月1日 改定
2018年4月1日 改定
2018年12月1日 改訂